

福岡市避難行動要支援者名簿の活用に関する懇話会設置要綱

（設置）

第1条 大規模災害発生時には、行政による取組み「公助」には限界があり、地域コミュニティによる助け合い「共助」が重要であることを踏まえ、災害対策基本法第49条の10第1項に定める災害時の避難に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の名簿の活用に関する意見を聴取するため、「福岡市避難行動要支援名簿の活用に関する懇話会」（以下、「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 避難行動要支援者に対する新たな意向確認方法に関すること。
- (2) 避難行動要支援者名簿の活用に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる委員8名をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律の専門家
- (3) 防災の専門家
- (4) 避難支援等関係者
- (5) 避難行動要支援関係者

（任期）

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

（懇話会）

第5条 市長は、委員からの意見聴取を行うため、委員を招集し、懇話会を開催することができる。ただし、委員の招集ができない場合は、書面で委員の意見を求め、会議に代えることができるものとする。

（座長）

第6条 懇話会では、委員の互選により、座長を選任する。

2 座長は懇話会を主宰し、議事を進行する。

（情報公開）

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、会議が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

（事務局）

第8条 懇話会の事務局は、市民局防災・危機管理部地域防災課に置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

（附則）

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。